

随意契約の公表について(平成20年度7～9月分)

平成20年10月31日 公表

美術館名	契約に係る工事,物品又は役務等の名称	数量	契約締結日	契約の相手方について		契約金額	随意契約によることとした理由
				住所	氏名		
東京国立近代美術館	日本画 加山又造作「春秋波濤」修復作業	1式	平成20年7月11日	東京都渋谷区上原1-29-12	株式会社半田九清堂	3,465,000	会計規則第23条1項1号適用
国立国際美術館	国立国際美術館・モディリアーニ展夜間特別警備業務	1式	平成20年6月23日	大阪市中央区南船場1-17-10	株式会社日経サービス	1,708,245	会計規則第23条1項1号適用
国立新美術館	アヴァンギャルド・チャイナ展出品作品の集荷運送陳列撤去現地返納業務		平成20年5月30日	東京都江東区東雲2-2-2	ヤマトロジスティクス株式会社	17,182,492	会計規則第23条3項10適用

公表対象とする随意契約は、当該契約の予定価格が250万円(工事又は製造)・160万円(財産)・80万円(物件借入)・100万円(その他)を超えるものである(ただし、美術作品及び映画フィルムを除く)。